

令和6年度 第2回大淀川・小丸川学識者懇談会

日時：令和7年3月11日(火) 10時00分～

場所：宮崎河川国道事務所本館1F 会議室

開催形式：対面（WEB併用）

議 事 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 懇談会の目的と規約

資料1

4 委員長選出

5 議 事

1) 小丸川水系河川整備計画（変更）（原案）について

資料2～4

2) 今後のスケジュール及び意見聴取方法について

資料5

6 その他

7 閉 会

令和6年度 第2回大淀川・小丸川学識者懇談会 座席表

宮崎河川国道事務所 会議室

<WEB参加>

南九州大学環境園芸学部 教授

平岡 直樹

宮崎大学農学部 准教授

村瀬 敦宣

委員長席

宮崎大学工学部 教授
入江 光輝

宮崎県弁護士会 弁護士
五島 自由

宮崎大学工学部 教授
鈴木 祥広

宮崎大学 名誉教授
杉尾 哲

宮崎県土地改良事業団体連合会
常務理事
浜田 真郎

宮崎大学工学部 准教授
糠澤 桂

宮崎大学工学部 教授
村上 啓介

宮崎河川国道事務所長
大嶋 一範

宮崎公立大学 非常勤講師
靱木 郁朗

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

記者席

記者席

記者席

入口

大淀川学識者懇談会
小丸川学識者懇談会

【委 員】

氏 名	所属・役職	分 野
入江 光輝	宮崎大学 工学部 教授	河川工学
五島 自由	宮崎県弁護士会 弁護士	法律
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授 NPO法人 大淀川流域ネットワーク 代表理事	河川工学
鈴木 祥広	宮崎大学 工学部 教授	水環境
糠澤 桂	宮崎大学 工学部 准教授	河川生態学
浜田 真郎	宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 教授	景観
村上 啓介	宮崎大学 工学部 教授	水工学・海岸
村瀬 敦宣	宮崎大学 農学部 准教授	魚類
靱木 郁朗	宮崎公立大学非常勤講師 元 宮崎県立西都原考古博物館 館長	歴史・文化

※五十音順 敬称略

学識者懇談会の目的及び開催予定

令和7年3月11日
宮崎河川国道事務所

1. 河川整備計画内容の点検に対して意見を伺う

- 流域の社会情勢の変化、地域の意向
- 事業の進捗状況及び見通し
- 河川整備に関する新たな視点など

2. 河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う

3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、3～5年に一度実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内に実施する事後評価について審議を行う

大淀川河川整備計画の点検・変更等

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
整備計画の 策定・変更	策定								H18.3策定
	変更								H30.6変更
整備計画の 点検・再評価	点検	●	●		●	● (R6.6.12)	●	●	再評価にあわせて実施
	再評価 (河川)				●				5年に1回
	再評価 (環境整備)		●					●	5年に1回
	再評価 (ダム)		●			● (R6.6.12)			3年に1回

小丸川河川整備計画の点検・変更等

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
整備計画の 策定・変更	策定								H25.8策定
	変更					●	●		(必要な場合に集中開催)
整備計画の 点検・再評価	点検	●	●		●	● (R6.6.12)	●	●	再評価にあわせて実施
	再評価		●					●	5年に1回

大淀川学識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「大淀川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、大淀川水系河川整備計画のうち、国管理区間及び宮崎県管理区間に変更する必要が生じた場合に作成する整備計画の変更原案について意見を述べるものとする。
また、大淀川水系河川整備計画の策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、国管理区間における継続的に行う内容の点検及び整備計画に基づいて実施される事業のうち、国管理区間における事業評価の対象事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県河川課に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成30年4月4日より施行する。

(懇談会の目的)

- 1.整備計画内容の点検に対して意見を伺う。
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見通し
 - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など
- 2.河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う。

(参考1) 河川整備計画

河川法第 16 条の 2 第 3 項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第 16 条の 2 第 7 項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

小丸川学識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「小丸川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、小丸川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、継続的に行う内容の点検及び必要が生じた場合に作成する整備計画の変更の原案について意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成27年9月29日より施行する。

(懇談会の目的)

- 1.整備計画内容の点検に対して意見を伺う。
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見通し
 - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など
- 2.河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う。

(参考1) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

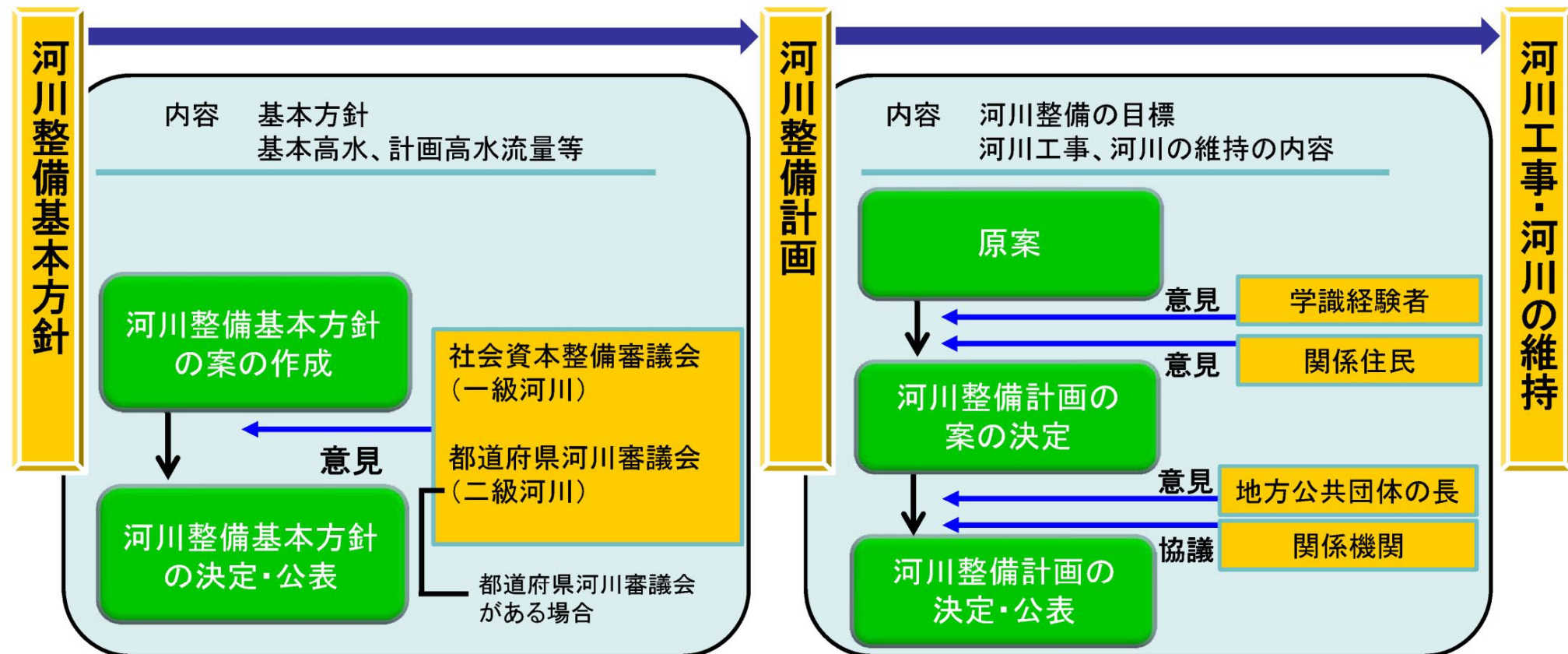
河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

河川整備基本方針と河川整備計画

令和7年3月11日
宮崎河川国道事務所



(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針（**長期的な河川整備の方針**）」と「河川整備計画（**当面の具体的な整備の計画**）」を策定することとなった。

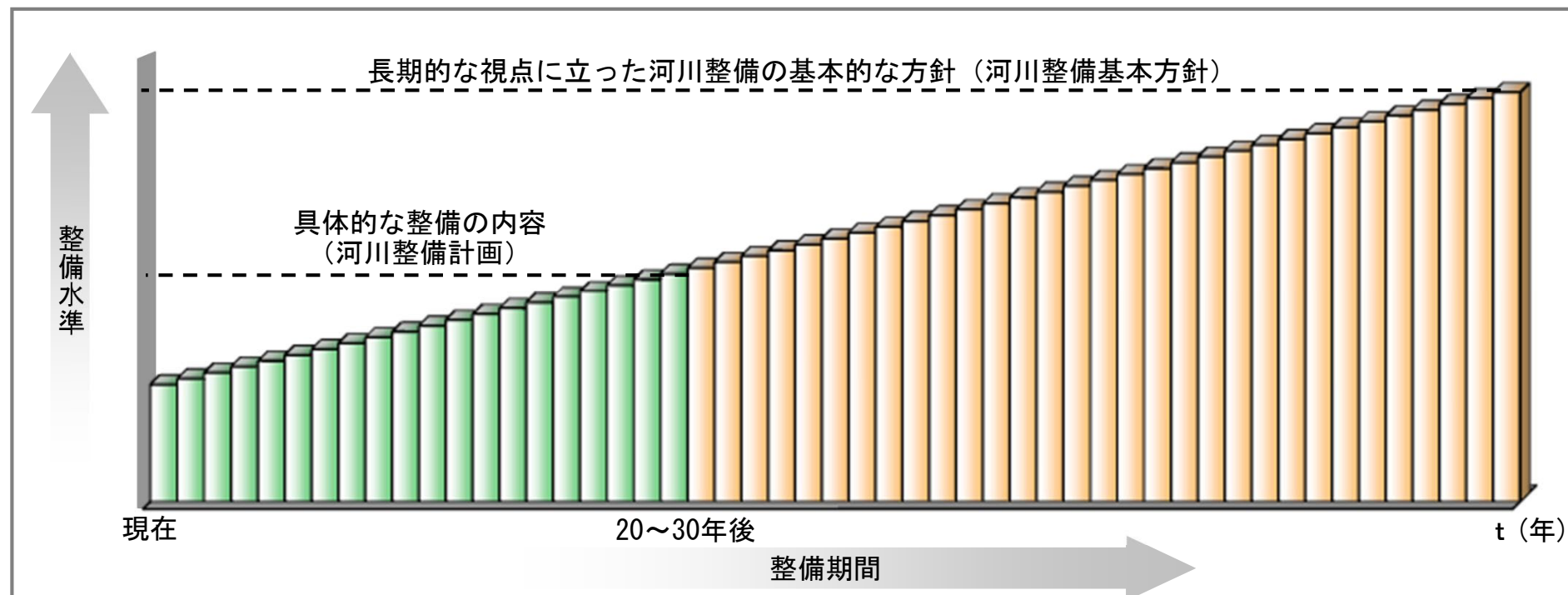
河川整備基本方針

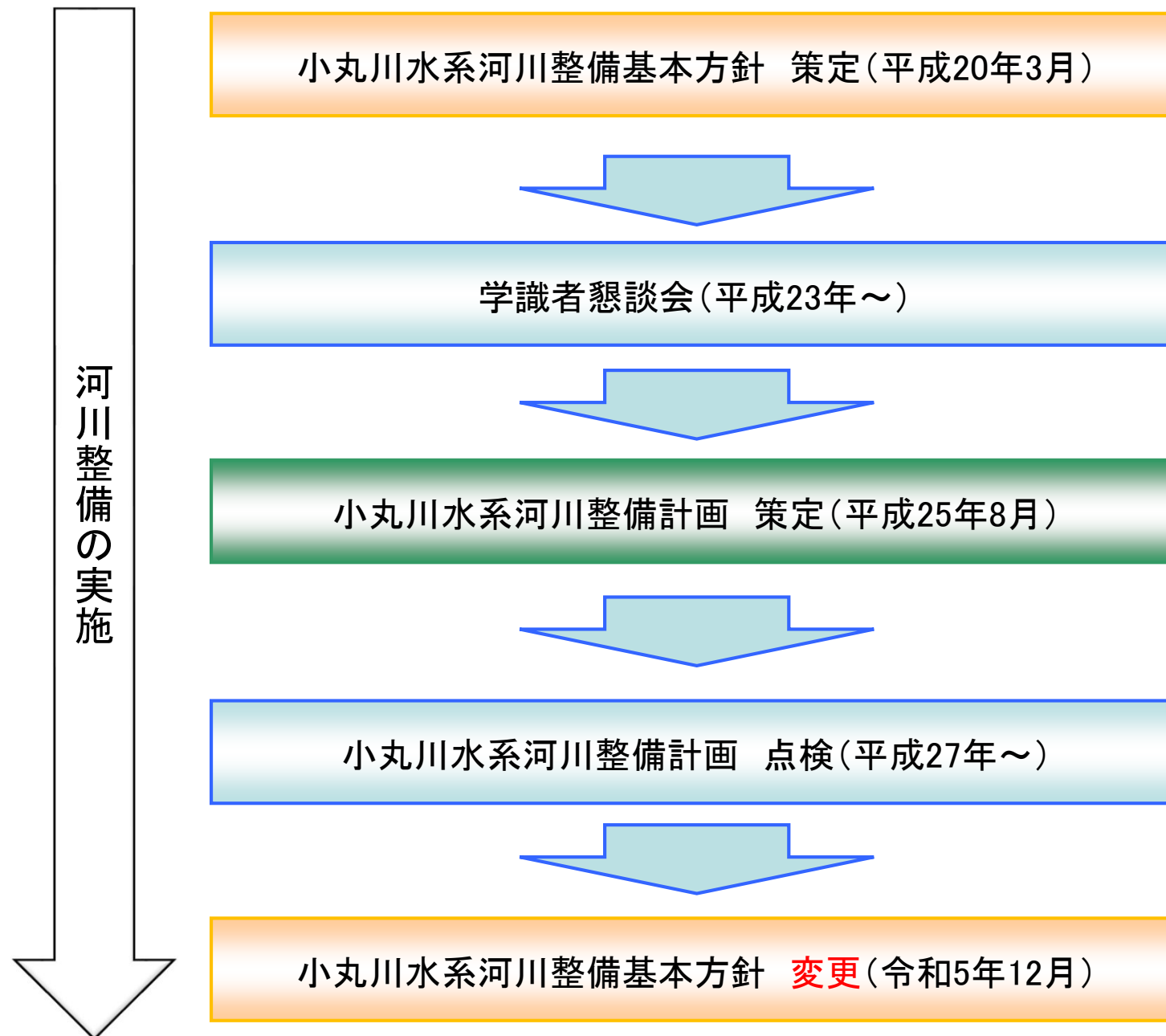
- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする。
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



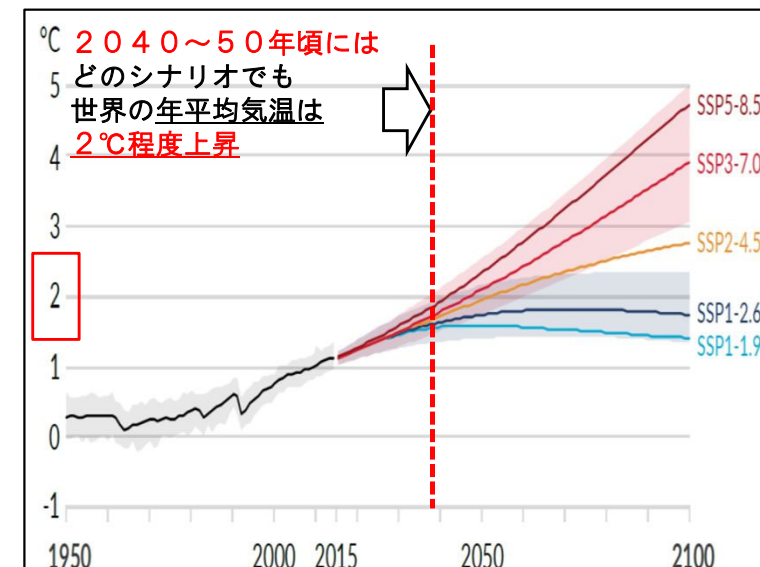


気候変動を踏まえた治水計画の見直しと 小丸川水系河川整備基本方針の変更概要

令和7年3月11日
宮崎河川国道事務所

気候変動を踏まえた治水計画のあり方

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算。
現行の治水対策が完了したとしても治水安全度は目減り
- 河川整備計画等についても、気候変動を踏まえ安全度を維持するための目標外力の引き上げが必要



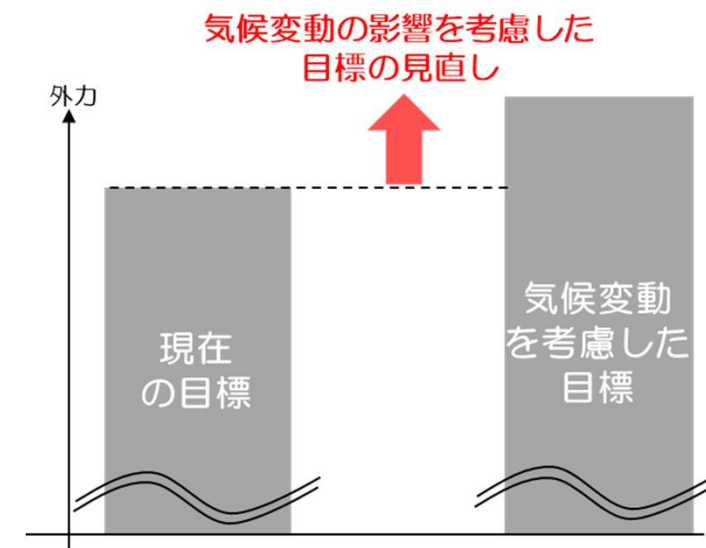
気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇相当	約1.1倍



降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

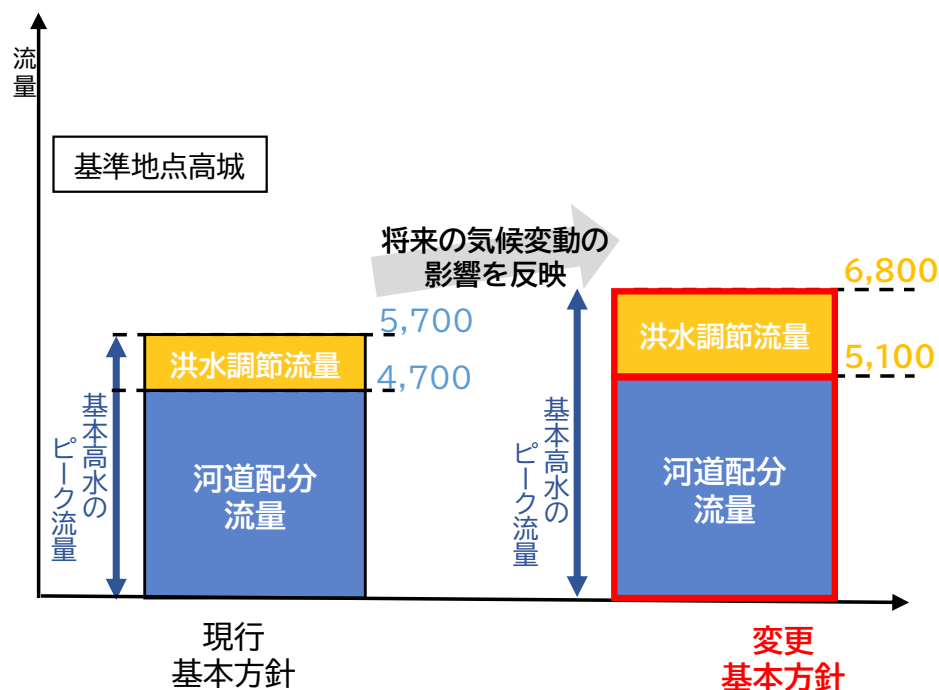
※流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



○気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量高城地点 $6,800\text{m}^3/\text{s}$ を、洪水調節施設等により、 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、河道への配分流量を高城地点： $5,100\text{m}^3/\text{s}$ とする。

＜河道と洪水調節施設等の配分流量＞

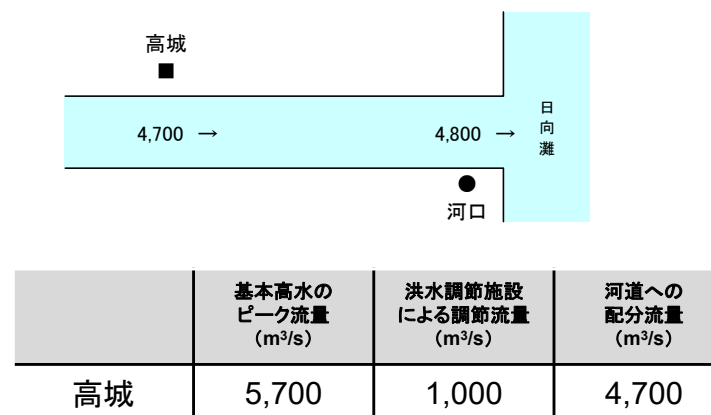
洪水調節施設等による調節流量については、流域の土地利用や流域での保水遊水機能の今後の取組状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設計画等を今後検討していく。



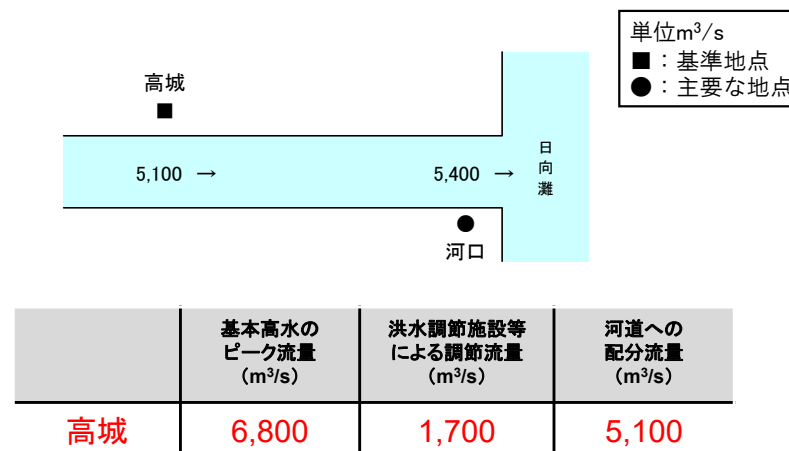
※基準地点高城の計画規模1/100は踏襲

＜小丸川計画高水流量図＞

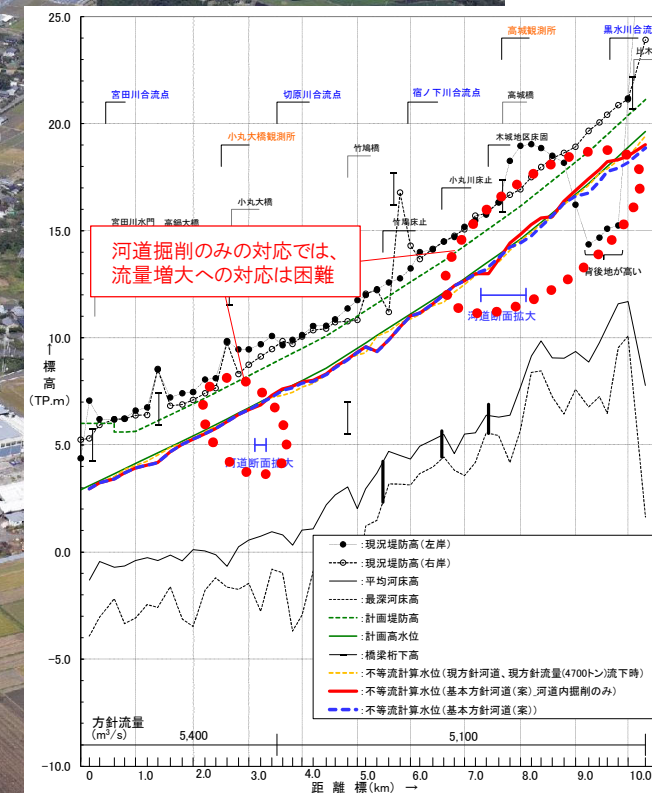
【現行】



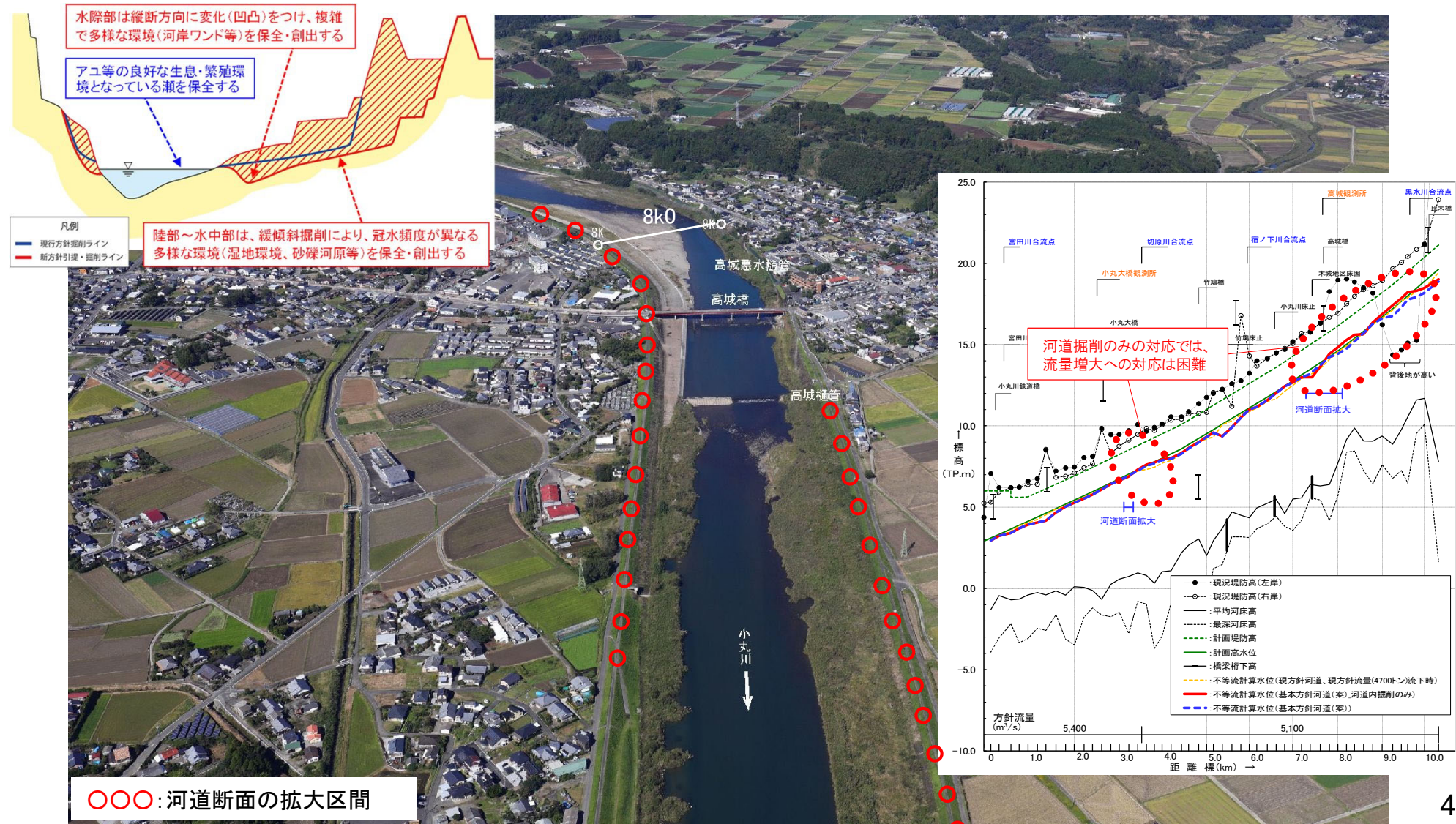
【変更】



- [illegible]



- 中流部で流下能力のネックとなる小丸川7k4～8k0付近において、引堤等による河道断面の拡大の可能性について検討。
- 河道解析により高速流の発生抑制効果が確認できたことから、河道内の掘削に加えて、上下流と同程度の断面となるよう、引堤により河道断面の拡大を実施することで、高城地点において、5,100m³/sの流下が可能となる。



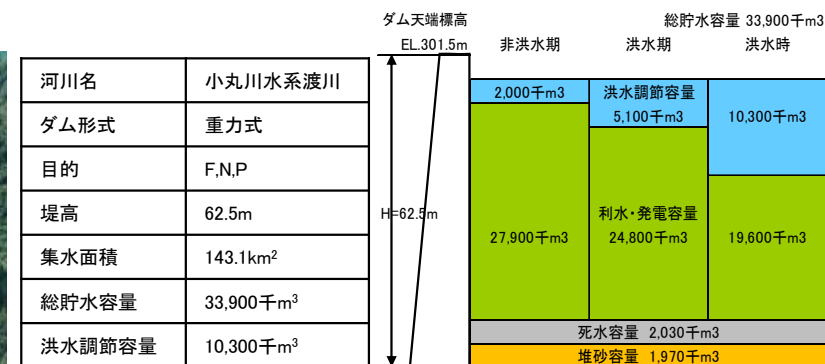
○小丸川流域には、既存ダム9基が存在。

○将来的な降雨予測精度の向上を踏まえたさらなる洪水調節容量の確保、確保された容量を効率的に活用する操作ルールへの変更、施設改造等により、有効貯水容量を最大限活用により、基準地点高城の基本高水のピーク流量6,800m³/sのうち、1,700m³/sの洪水調節を行い、河道への配分流量5,100m³/sまでの低減が可能であることを確認。

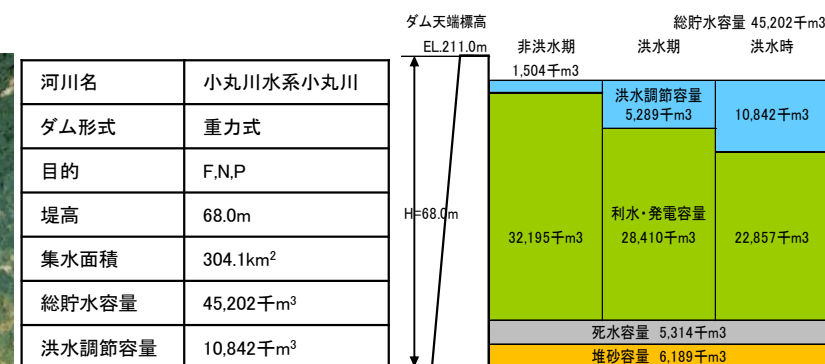
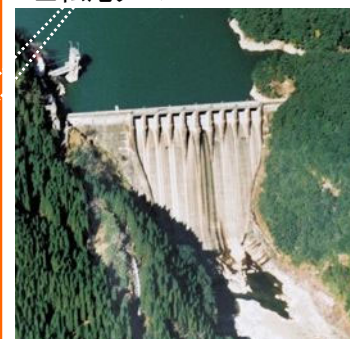
位置図



■渡川ダム



■松尾ダム



施設を最大限活用するための操作ルール等の見直しを実施